

理 由 書

本市におけるごみ処理施設等の配置の方針は、「海老名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「海老名市都市マスターplan」に基づき、「大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ処理施設等を配置する。」としています。

既存のごみ焼却場の老朽化に伴い、平成31年にごみ焼却場を更新するとともに、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、施設周辺地域の生活環境の向上や総合的なまちづくりの視点を取り入れるなど、ごみ焼却場と周辺地域との調和を図るために、施設周辺の環境整備を進めていくことが位置付けられています。このことから、焼却場全体の土地利用の再編を行う必要が生じました。

土地利用の再編にあたり、令和7年2月に既存組合事務棟の解体を行い、周辺施設の整備の見通しが立ち将来的な土地利用の全体像が明らかとなつたことから、今回、ごみ焼却場として活用しない区域について整理を行い、区域から除外するものです。

また、境界査定の結果をもとに区域境界を精査したところ、当初区域との境界に不整合が生じていたため、併せて区域修正を行うものです。